

# 電波法施行規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 改正案

- 携帯電話の基地局等に継続的に障害を与える不法携帯電話中継装置(※)を指定無線設備として追加(※以下に示す携帯電話用の周波数帯の電波)
- 指定無線設備の指定後は、販売業者(小売業者)が当該装置を販売するときには、購入者等に対して、無線局免許が必要な旨を告知等する義務が生ずる。

※718MHz～748MHz, 773MHz～803MHz, 815MHz～845MHz, 860MHz～890MHz, 900MHz～915MHz, 945MHz～960MHz, 1,427.9MHz～1,462.9MHz, 1,475.9MHz～1,510.9MHz, 1,744.9MHz～1,784.9MHz, 1,839.9MHz～1,879.9MHz, 1,920MHz～1,980MHz, 2,110MHz～2,170MHz

### 改正後

#### 追加(※)



携帯電話  
中継装置



市民ラジオ



パーソナル無線

#### 現行



アマチュア無線

## 2 現行

- 次の不法無線局に使用される無線設備(画像参照)を指定無線設備として指定。
  - ①不法市民ラジオ(26.1MHz～28MHz)、②不法パーソナル無線(889MHz～911MHz)、
  - ③不法アマチュア無線(144MHz～146MHz、430MHz～440MHz)